

※1 ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯です。

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第130号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- オ 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る。）

※2 所得証明書類見本 すべて「令和元年度」のもので！！（コピー可）

見本①

令和元年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
【給与所得者の方に、6月頃お勤め先から配布されます。（非課税の方を除く）】

(A)市民税所得割額

(B)住宅借入金控除(市民税分のみ)

分割することなくコピーしてください。

見本②

令和元年度 市民税・県民税納税通知書及び課税明細書
（1～3ページのコピーが必要です。）
【自営業の方等に、6月中旬頃各区市税事務所より送付されます。（非課税の方を除く）】

1 ページ目

2 ページ目

3 ページ目

(A)税額控除後所得割額

(B)住宅借入金控除(市民税分のみ)

見本③

令和元年度（平成30年分所得）市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書
【非課税の方や、①、②の書類がない場合（5月末頃から各区市税事務所発行可。）】

(A)市民税所得割

(B)住宅借入金控除(市民税分のみ)

調書の令和元年度市民税欄への転記の仕方、及びランク基準へのあてはめ方

- (1) 調書の市民税欄のうち、市民税所得割額（住宅控除を除く）欄に (A) の金額を転記。
 - (2) 調書の市民税欄のうち、住宅借入金控除額欄に (B) の金額（市民税分のみ、県民税分はのぞく）を転記する。(B) 欄に特段の記載がなければ、調書の住宅借入金欄には0と記入する。
※調整控除は関係ありません。
 - (3) ランク基準は、世帯全員の (A) 市民税所得割額と (B) 住宅借入金控除額（市民税分）を足した額と照らし合わせてください。
 - (4) 但し、市民税率が8%で表記されている場合は、記載額から6/8を乗じた額を基準とします。
- *政令市以外の発行の税証明については、従来通り旧税率（6%）表記となります。ご注意ください。